

令和7年度 横浜市乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)横浜市園管

見出し	内容	横浜市園管	参考 (募集要項等の参考ページ)	横浜市園管日 (掲載日)	
実施方法	保育室の面積が現在設定している認可定員の必要面積よりも広い場合に、同じ保育室内で乳児等通園支援事業の実施を行っても良いでしょうか。	募集要項の「(4)事業の実施方法」に記載のある「ア 一般型(在園合同実施)」に該当するため、実施して問題ありません。 例えば、0歳児クラスが定員3名に対し6名を受け入れられる面積を満たしている場合では、乳児等通園支援事業の定員は最大3名まで設定可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(4)事業の実施方法」	7月10日	
	幼稚園で事業を実施する場合、夏季・冬季・春季の長期休みについて、乳児等通園支援事業の実施をしなくても問題ないでしょうか。	令和7年度は園の開所日に準じて実施いただくことで問題ありません。 ただし、乳児等通園支援事業を実施しない日等については、事前に利用者に対してご説明いただくようお願いいたします。令和8年度以降は、給付制度化されるため、国の通知等に基づき実施していただくこととなります。	なし	7月10日	
	特別支援児を受け入れる場合、受け入れ可能日を限定することはできますか。	実施日を週に2日以上設定している場合に、職員配置等の理由で受け入れ曜日を限定することは可能ですが、毎週定期的に受け入れを行っていただく必要はありません。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P9「(7)事業内容等について」ア 利用時間	7月18日	
	事前面談の段階で受け入れを断ることはできますか。	認可定員の範囲内で希望があった場合には、受け入れを行っていただく必要があります。	横浜市乳児等通園支援事業実施要綱第6条第8項	7月18日	
	一時保育室での乳児等通園支援事業の実施は可能ですか。	一時保育事業の必要面積等を確保したうえで、乳児等通園支援事業の基準を満たす場合は実施可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(5)一般型乳児等通園支援事業所の基準について」ア 設備基準 (イ)保育室等について	7月18日	
定員設定	一般型(専用室独立実施)での乳児等通園支援事業の実施を考えていますが、実施場所は市型預かり保育の教室を利用したいと考えています。併用は可能でしょうか。	横浜市型預かり保育の実施時間(7時30分から教育開始時間、及び教育終了時間から18時30分まで)を除く時間帯であれば、併用することは可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(5)一般型乳児等通園支援事業所の基準について」ア 設備基準 (イ)保育室等について	7月18日	
	一時保育を月・水・金、乳児等通園支援事業を火・木実施とした場合に、同じ部屋を使用した実施は可能でしょうか。	一時保育事業の必要面積等を確保したうえで、こども館でも通園制度の基準を満たす場合は実施可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(5)一般型乳児等通園支援事業所の基準について」ア 設備基準 (イ)保育室等について	7月18日	
	定員設定にあたっては0歳児及び1歳児の定員が定員構成の半数以上を占める必要があることですが、現在の運営施設の0歳児及び1歳児の在園児の半数以上「乳児等通園支援事業の定員」を設定する必要があるという解釈で良いのでしょうか。 それとも、1日の利用可能人数を定員とするのでしょうか。	乳児等通園支援事業で設定する定員のうち、半数を0歳児、1歳児としていただく必要がございます。 また、定員の考え方については、同じ時間で何名を受け入れるのか、という考え方になります。 例えば「乳児等通園支援事業の定員」として合計5人の定員を設定した場合に、0歳児と1歳児の合計定員を3名以上は設けていただく必要があります。 こちらについては募集要項に記載ありますので、ご確認ください。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P9「(7)事業内容等について」	7月10日	
	現在の園の規模としては、保育室面積で考えた場合に最大15名まで受け入れ可能ですが、認可定員は10名です。 この場合に残りの6名分を乳児等通園支援事業で利用して受け入れは可能なのでしょうか。	保育所等の認可定員が10名の場合では、一般型在園合同実施として、認可定員を5名に設定し、本事業を実施することが可能です。 なお、保育所等の認可定員が15名の場合では、実施方法が余裕活用型となり、今回の応募している実施形式には当てはまらず、本事業の申請はいただけませんので予めご了承ください。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項目次【応募に際しての注意事項】記載	7月18日	
	乳児等通園支援事業の実施にあたり、週1回は実施とありますが、土曜日のみの預かりも可能でしょうか。	土曜日のみの実施でも問題ありません。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P9「(7)事業内容等について」イ 実施日・開所時間	7月18日	
年齢設定	年度途中に乳児等通園支援事業の受け入れ人数を変更することは可能ですか。	定員の変更については、原則、変更日の3か月前までに横浜市にご相談ください。なお、定員の減少申請は、やむを得ない理由を除き、令和7年度中の変更は認めておりません。	なし	7月18日	
	定員について、当該年度の4月1日時点基準とありますが、運用状況により変更したい場合は可能か？又は変更申請時期を教えてください。	定員の変更については、原則、変更日の3か月前までに横浜市にご相談ください。なお、定員の減少申請は、やむを得ない理由を除き、令和7年度中の変更は認めておりません。	横浜市乳児等通園支援事業認可要綱第20条第1項	7月18日	
	認可定員は全ての年齢に設定する必要がありますか。 例えば小規模保育事業所の場合、0歳児のみの実施、1歳児のみの実施などは可能でしょうか。	定員設定の半数を0、1歳児とする要件を満たしていたければ、全年齢に定員を設定する必要はありません。そのため、0歳児のみ、1歳児のみの実施は可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(3)定員について」	7月18日	
	必要書類の「7.施設の運営内容を紹介するパンフレット」とは、新しく乳児等通園支援事業のものを作成して添付するのでしょうか。それとも現在の運営施設のパンフレットで良いでしょうか。 現在の運営施設のパンフレットで良い場合には、資料2の法人の事業概要資料と同じもので良いでしょうか。	現在の運営施設のパンフレットで問題ありません。 また、事業概要資料については、施設ではなく法人の事業概要資料をご提出ください。	なし	7月10日	
	乳児等通園支援事業を実施するにあたり、専任の職員を採用する必要がありますか。	乳児等通園支援事業を実施するにあたり、新しく職員の方を採用いただく必要はございません。ただし、事業を実施している時間については、専任の職員を配置していただく必要があります。 配置人数等が定められている職員配置基準につきましては、募集要項に記載がございますのでご確認ください。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P8「(5)一般型乳児等通園支援事業所の基準について イ 職員配置基準」	7月10日	
職員配置	乳児等通園支援事業を実施する場合は、専属の保育士を最低でも1名は配置する必要があります、という認識でよろしいでしょうか。 その場合、専属の職員は常勤でなければならないでしょうか。もしくは、非常勤でも可能でしょうか。	職員配置については、本事業の定員や実施形式により基準が異なり、専属の保育士が必要な場合や、必要でない場合があります。 まず、本事業の実施においては、基本的に最低2名(半数は保育士)の職員配置が必要となります。 ただし、募集要項に記載のあるとおり、一部の例外規定がございます。 (ア) 乳児等通園支援事業を利用している児童が4人以上の場合 当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業専属の職員が保育士であるときは、乳児等通園支援事業の専属職員を1名にすることが可能です。 (イ) 乳児等通園支援事業を利用している児童が3人以下の場合 保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施されており、当該保育所等の保育士による支援を受けることができること、乳児等通園支援事業の専属職員を1名にすることが可能です。 ※なお、(イ)の場合、専属の職員については、保育士でなくても結構です。 また、上記の場合でも、本事業の実施時間に専任で従事できる方であれば、常勤・非常勤等の勤務形態の指定はしておりませんので、どちらでも可能です。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項募集要項P8「イ 職員配置基準※2」	7月18日	
	保育所職員が応援できる体制であれば、本事業の乳幼児の定員が3名以下の場合には、子育て支援員1名を配置職員として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、子育て支援員1名の配置でも可能です。 ただし、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において乳児等通園支援事業が実施されていることや、乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができることが必要となるなどの条件がありますので、御留意ください。(詳しくは右記の募集要項8ページ※2を参照)	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項募集要項P8「イ 職員配置基準※2」	7月18日	
	通常保育の職員のうち、ローテーション雇用に配置している職員が本事業の保育にあたる場合には、ローテーション雇用からはずさなければならない、という理解であっていませんか。	お見込みのとおりです。なお、乳児等通園支援事業を実施している時間以外は、雇用状況表に記載いただくことは問題ございません。	なし	7月18日	
	面積基準	幼稚園の場合、保育室面積の基準は「2歳児 1.98㎡/人、満3歳児 1.3㎡/人」です。 乳児等通園支援事業を在園児合同実施で実施する場合、事業を実施する予定の部屋面積で、その部屋を利用する現在の運営施設の在園児の必要面積等を確保したうえで、残りの面積から乳児等通園支援事業として受け入れられる最大人数を算出するという解釈で合っているでしょうか。 その場合、乳児等通園支援事業の面積基準は、現在の運営施設の基準に準じ、「2歳児 1.98㎡/人、満3歳児 1.3㎡/人」となるのでしょうか。	お見込みのとおり、乳児等通園支援事業の最大受け入れ人数の算出方法については、その部屋を利用する現在の運営施設の在園児の必要面積等を確保したうえで、残りの面積から受け入れ最大人数を算出させていただきます。 ただし、乳児等通園支援事業での必要面積については、0歳児・1歳児については1人あたり有効面積3.3㎡、2歳児(満3歳児)については1人あたり有効面積1.98㎡となっております。 現在の運営施設の最大受け入れ人数の算出方法とは、計算方法が異なる場合がございますので、ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項P7「(5)一般型乳児等通園支援事業所の基準について」	7月18日
	定員外の受け入れも含む在園児のみで、基準の面積がギリギリの場合、乳児等通園支援事業を実施することで面積がオーバーする可能性があります。実施は可能でしょうか。	募集要項に記載のある設備運営基準の面積等を満たせない場合には、本事業の実施はできません。	乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)募集要項募集要項P7「ア 施設規模」設備運営基準	7月18日	

実施日	受け入れ可能日を、曜日固定を基本としながらも、幼稚園行事等で受け入れができないことを理由に実施日を変更することは可能ですか。	令和7年度は園の開所日に準じて実施いただくことで問題ありません。ただし、こども誰でも通園制度を実施しない日等については、事前に利用者に対してご説明いただくようお願いします。令和8年度以降は、給付制度化されるため、園の通知等に基づき実施していただくこととなります。	なし	7月18日
運営規定	乳児等通園支援事業を実施する場合に、現在の運営施設の運営規定に乳児等通園支援事業の内容を入れる必要がありますか。	乳児等通園支援事業専用の運営規定を設けていただく場合には、現在の運営施設の運営規定に乳児等通園支援事業の内容を盛り込んでいただく必要はありません。ただし、1つの運営規定で運用していただく場合には、現在の運営施設の運営規定に乳児等通園支援事業の内容を盛り込んでいただく必要があります。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P11「(9)運営上の重要事項に関する規定について」	7月10日
	1時間当たり300円の利用料に加えて、実費徴収として保護者証、園児名札、工作服や上履き、体操着、それらを入れるリュックを購入して頂く事は可能でしょうか。	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただくことは問題ありません。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P10「(7)事業内容等について」	7月10日
	申請に際して、運営規程の変更は(仮)で申請し、2月の理事会で確定でもよろしいでしょうか。	問題ありません。	なし	7月18日
	親子通園を実施しているが、これはプレ保育の実施として認められますか。	親子通園については、こどものみの預かりを対象としたものではないため、本事業が求める実績にはあたりません。	なし	7月10日
プレ保育	園独自で行っている乳幼児預かり事業(0～3歳まで)はプレ保育として認められますか。	認められます。	なし	7月10日
	当園では不定期ですが未就園児の活動を実施しています。この場合もプレ保育の要件として認められますか。	不定期であっても満3歳未満の受け入れ実績があれば問題ありません。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P2「(3)実施予定施設」	7月18日
	園長が管理者になる予定ですが、その場合必要書類の「16 管理者の履歴書」は必要でしょうか。	現在の園長が管理者になる場合は、管理者の履歴書は不要です。	なし	7月10日
	現在の運営施設には本棟と別棟があり、乳児等通園支援事業では別棟の部屋のみを使う予定なのですが、その場合必要書類の「15 建築確認手続き完了を証する書類」については、別棟のもののみで良いでしょうか。	別棟の書類のみで結構です。しかしながら、審査の中で本棟の書類が必要となった場合には、提出をお願いする可能性があります。	なし	7月10日
申請書類	法人の履歴事項全部証明書は原本の提出が必要でしょうか。	原本の提出は不要です。本事業の申請につきましては、基本的に全てデータでのご提出をお願いいたします。	なし	7月18日
	事業計画書の別紙3は、地域子育て支援拠点事業を行っていない園は未記入で良いでしょうか。	事業計画書の別紙1～別紙3のシートについては、該当の施設種別のみをご記入いただくようお願いいたします。	なし	7月18日
	「1 法人の履歴事項全部証明書、定款又は寄附行為」にある定款は、定款の載っているサイトのURLで良いでしょうか。	PDF等の文書ファイル形式に変換していただき、提出をお願いいたします。	なし	7月18日
	申請様式に印刷範囲や反映状況等不具合があるようだが、そのままの提出でいいのでしょうか。	大変申し訳ございません。そのままご提出ください。	なし	7月18日
	「20 理事会（取締役会）の議事録」とは何を指すのでしょうか。定款の変更で乳児等通園支援事業を行うとしたもので良いのでしょうか。	本事業への申請についての承認が得られていることが分かる議事録です。定款の変更の議事録ではございません。	なし	7月18日
様式	運営規定の参考様式として例が附いている ・(参考様式) 運営規程 保育所版 ・(参考) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて ・(参考) こども誰でも通園制度の実施に関する手引 上記3点はどちらにありますか。	参考ページについて、右に記載させていただいたほか、ホームページの下部に記載させていただきました。	・(参考様式) 運営規定 保育所版 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunryabetsu/kosodato/rio/jigyoshah.html ・(参考) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic-page/fiel_d.ref.resources/0afde15f-8760-4477-806a-ed72b6916696/74ad7fb6/20250212_policies_hoiku_daredemo-tsuen_03.pdf ・(参考) こども誰でも通園制度の実施に関する手引 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic-page/fiel_d.ref.resources/0afde15f-8760-4477-806a-ed72b6916696/7ef6f8df/20250327_policies_hoiku_daredemo-tsuen_10.pdf	7月18日
施設監査	幼保連携型認定こども園の場合、必要書類の「8 運営施設の直近2か年分の施設監査結果通知」とは主体はどくが実施したものになりますか。ない場合(紛失も含む)はどうしたら良いでしょうか。	こども青少年局総務部監査を行った施設監査結果通知をご提出ください。紛失等で手元に書類がない場合には、発行元にお問い合わせいただくようお願いいたします。	なし	7月10日
法人監査	(学校法人からのお問い合わせ) 必要書類の「3 直近2か年の法人入立検査の状況」とは何の資料を出すのでしょうか。 ない場合(紛失も含む)はどうしたら良いでしょうか。	学校法人の場合、「私立学校検査の結果通知又は法人監査結果通知及びその回答」を提出してください。 なお、ホームページに掲載している各種申請様式の「事業計画書」に、上記内容を追記しました。 紛失等で手元に書類がない場合には、発行元にお問い合わせいただくようお願いいたします。	なし	7月10日
運営委員会	個人入の幼稚園の場合、乳児等通園支援事業の実施にあたり、運営委員会の作成は必要ですか。	事業計画書に記載のあるとおり、「社会福祉法人」「学校法人」以外の場合には、運営委員会の設置をお願いいたします。	事業計画書の添付書類一覽シート	7月18日
	運営委員会名簿が必要とのことですが、運営委員会の役割について記載されているものはありますか。	運営委員会は、本事業の運営に関し、本事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことを言います。 なお、社会福祉法人及び学校法人の場合は、これらの書類の提出は不要です。 (ホームページに掲載している様式にも追記しました)	横浜市乳児等通園支援事業認可要綱第12条第3号	7月10日
寄付行為	寄附行為の変更は必要ですか。	「学校法人の寄附行為への記載の要否」につきましては、各所轄庁の判断となる旨がこども家庭庁より示されております。 現在神奈川県において対応を整理・検討しているところとなりますので、方針が固まり次第通知予定です。	なし	7月10日
利用方法	1回あたり2～2.5時間の定利用ということですが、開所時間を月曜の9:30～11:30、認可定員を1人という設定をした場合に、Aさんから申込があれば、その1人というのは毎週Aさんが固定という解釈で合っていますか。	ご認識のとおりです。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P9「(7)事業内容等について」	7月10日
食事	給食のアレルギー対応ができる場合でも、アレルギーの種類によっては、お弁当持参にすることはできますか。	食事提供を行う場合は、アレルギーを有する児童等の個々の状況に応じた対応も必要になります。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P9「(7)事業内容等について」エ 食事の提供	7月18日
助成金	備品費について、購入可能時期を教えてください。	事業開始日以降に購入が可能となります。	なし	7月18日
	助成金の研修費、備品費について、対象の備品はどのようなものがございますか。ロッカー等の増設も対象になるのでしょうか。	こども誰でも通園制度の実施にあたり必要となる備品であれば対象となります。ロッカー等の増設も対象です。	なし	7月18日
雇用状況	現園の運営で既に職員配置がギリギリの場合で、職員兼任例外規定を用いて乳児等通園支援事業を実施した場合は、雇用状況表にはどのように記載したら良いでしょうか。	募集要項P8「イ 職員配置基準※2」に記載のある、支援を行う当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）は、雇用状況表に従来どおり記載していただく必要はありません。 乳児等通園支援事業の専任職員は、事業を実施している時間以外は、雇用状況表に記載いただくことは可能です。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項募集要項P8「イ 職員配置基準※2」	7月18日
	乳児等通園支援事業専任の職員は雇用状況表には記載できない、もしくは非常勤職員の場合は従事している時間以外は記載してよいなどの規定はありませんでしょうか。	特に規定はございませんので、乳児等通園支援事業を実施している時間以外は、雇用状況表に記載いただくことは問題ありません。		7月18日
認可日	現在の運営施設が建て替え中で、竣工は令和8年度を予定しています。令和8年4月からの児童の受け入れを予定している場合、今回の募集に応募して問題ないでしょうか。	本公募は令和7年度事業開始を対象としています。 そのため、令和8年4月開始は対象外となります。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P7「(1)開始日について」	7月10日
実施数	令和8年度以降は園の数を絞らずに実施できるようにするのでしょうか。今後もし実施できる園の数は限定される予定ですか。	令和8年度以降も、こども誰でも通園制度の実施は予定施設数を明示したうえで、公募により事業者を選定することを予定しています。	なし	7月18日
その他	2歳児を対象とした施設賠償責任保険、児童傷害保険などどのようなものがありますでしょうか。またその保険についての実費を徴収することは可能でしょうか。	本市から保険のご案内は行っておりません。また、施設賠償責任保険の実費徴収を認めていませんが、保険の加入が保護者の任意によるものについては、保護者の同意を得たうえで実費徴収は可能です。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項P10「(7)事業内容等について」	7月10日